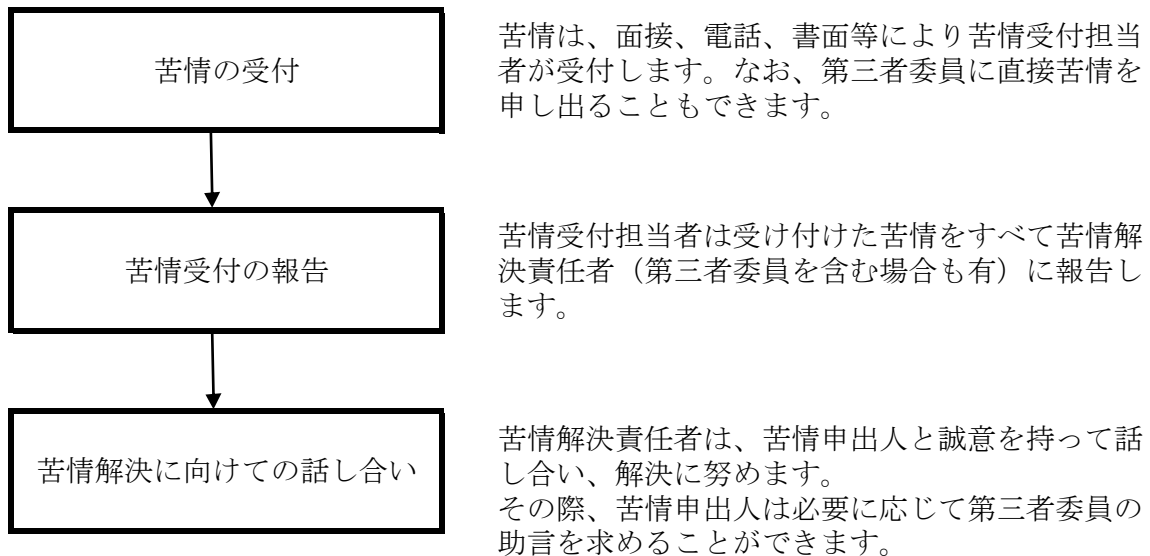


「苦情受付窓口」の設置について（お知らせ）

社会福祉法の規定により、利用者の皆様からの苦情について適切に対応する体制を整え、苦情解決に努めることとしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 苦情解決責任者 高橋 雪子 （ 所長 連絡先 216-2401 ）
- 2 苦情受付担当者 早坂 俊枝 （ 主任相談員 連絡先 216-2401 ）
- 3 第三者委員 熊野 明夫 氏（ 弁護士 連絡先：事業団事務局 209-8815 ）
栗原 春江 氏（ 人権擁護委員 同 上 ）
- 4 苦情解決のフロー



※ 各施設で話し合っ解決しないときは、「千葉県運営適正化委員会」に申し出ることもできます。

詳しくは 早坂 俊枝 まで